

令和2年度第3回小牧市障がい福祉計画等策定委員会 議事録

令和2年11月30日(月) 午後2時00分

小牧市役所東庁舎 5階大会議室

事務局：それでは、定刻になりましたので、ただいまより第3回小牧市障がい福祉計画等策定委員会を開催します。

本委員会につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、会議時間は1時間半をめどに進行していきます。

はじめにご報告させていただきますが、当委員会は、小牧市審議会等の会議の公開に関する指針により、公開とさせていただきます。なお、議事録につきましては、情報公開コーナー及び小牧市ホームページにて公開をさせていただきます。

なお、本日の傍聴人は2名となっています。また、谷委員におかれましては、所用により欠席の連絡をいただいております。

次に、資料の確認をさせていただきます。事前に送付させていただいた資料をお持ちになられているとは思いますが念のため確認させていただきます。「次第」・「名簿」・「第6期小牧市障がい福祉計画・第2期小牧市障がい児福祉計画の素案」の3点となっております。不足がある方はご申し出ください。

それでは本日の次第に沿って進行させていただきます。以後の議事については中尾会長にお願いしたいと思います。

1 あいさつ

中尾会長：みなさま本日はお集まりいただきありがとうございます。急速に新型コロナウイルスがまた蔓延しております中で、こうして開催できまして良かったと思っております。ただ、ここで何か起きてもいけませんので、万全の対策をとって進行を進めさせていただきます。それでは議事に入ります。本日の議題に入る前に、前回の委員会の後に事務局に寄せられたご質問があるということです。事務局からご説明をお願いします。

事務局：前回の委員会の際に期限を設けてご質問を受付させていただいた件につきまして、質問内容と回答についてご説明させていただきます。ご質問については大きく分けて3点きております。

1点目は障害者の高齢化に関してです。内容としては、介護保険サービスと障害福祉サービスを合わせて受けている状況があるかどうかを知りたいとのご質問です。こちらにつきましては、原則介護保険のサービスが優先するところではありますが、①障害福祉サービスにしかないサービス、例えば就労系サービスなどを利用される場合、

②障がい特性がゆえに介護保険サービスでは居宅介護などの時間数などが不足していると認められる場合に、介護保険を補完する形で市が支給決定をしている方はいらっしゃいます。

高齢化についてはもう1つ質問が来ておりまして、認知症の高齢者の人数に対して精神障害者保健福祉手帳などの取得人数が少ないので、どのような理由が考えられるかとの質問であります。こちらについては、本市の窓口でこれといった理由は思い当たるところはない状況であります。一例としては既に身体障害者手帳をお持ちの方が認知症等になられた場合、追加で精神障害者保健福祉手帳を取得する必要がないのではと考えられる方が一定数はいらっしゃると思っています。必要な方に利用していただく制度ではありますので、今後も窓口等でご相談にのっていきたいと考えております。

2点目はアンケートの中で、就労関係について一般就労している方と就労系サービスを利用している方を別々で表示すると、何か傾向が見えてくるのではとのご質問になります。傾向を確認したところ、回答者の割合は35%が一般就労している方、65%が就労系サービスを利用している方でした。個別の設問を見ていくと①「仕事をどのように見つけてきたか」との設問では、一般就労者は「一般募集」「現在の職場で障がいを受けて働いている」「学校の紹介」「ハローワークからの紹介」、「事業所からの紹介（いわゆる障害福祉サービス事業所からの紹介）」の割合が横並びでした。対して、障害福祉サービス利用者は7割弱が「ハローワークからの紹介」「事業所からの紹介」となっています。②「仕事の従事期間」の設問では一般就労している方は5年以上従事している方の割合が50%近い状況です。対して、就労系サービス利用者は約25%となっています。仕事で困っていることがあるかとの質問においては、一般就労している方と就労系サービスを利用している方の割合についてほとんど差がないとの結果でした。

3点目については、第5期計画（現計画）策定のために平成28年度に行ったアンケートと、今回の計画策定のために行ったアンケートの差異になります。内容としては、前回のアンケートにおいて「現在の日中の過ごし方」について精神障害者保健福祉手帳所持者の方は「家庭内で過ごしている」が約42%でありました。本計画のアンケートでは約27%と減少しており、その代わり「就労系サービスを利用している」の数値が約30%程度上がっているが、その理由について精神障害者保健福祉手帳所持者の方について、就労系サービスを利用している人が増えているのではないかとのご質問でした。こちらにつきましては、本計画の実績には精神障害者保健福祉手帳所持者のみの数字は掲載していないため改めて確認したところ平成28年に比べて40人程度増加しておりました。なお、補足であります。前回アンケートは手帳所持者などすべての方約6,000人に発送しているのに対して、今回は1,500人に発送しております。アンケ

ート数に差がありますので前回のアンケート結果と比較すると多少の差異が出るのでは考えております。以上で質問と回答について説明を終わります。

2 議題

(1) 第6期小牧市障がい福祉計画・第2期小牧市障がい児福祉計画の素案について

中尾会長：それでは、議事に入りたいと思います。議題（1）第6期小牧市障がい福祉計画・第2期小牧市障がい児福祉計画の素案について、事務局より説明をお願いします。

<事務局説明>

第6期小牧市障がい福祉計画・第2期小牧市障がい児福祉計画素案

P 3 6 福祉施設の入所者の地域生活への移行について説明

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築について説明

地域生活支援拠点等の整備について説明

福祉施設から一般就労への移行等について説明

P 4 4 福祉施設の入所者の地域生活への移行について説明

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築について説明

地域生活支援拠点等が有する機能の充実について説明

P 4 5 福祉施設から一般就労への移行等について説明

P 4 6 障害児支援の提供体制の整備等について説明

P 4 7 相談支援体制の充実・強化等について説明

P 4 8 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築について説明

P 6 9 計画の推進について説明

中尾会長：ありがとうございました。それではここから皆さまからご意見を伺いたいと思います。今回は素案に対してご意見をいただく最後の委員会になるかと思っております。ここでほぼ確定させていただいて、その後パブリックコメントに移っていくこととなりますので、どうぞこの計画に対して忌憚のないご意見をいただきたいと思います。前回もそうでしたが、今回も新たに議論していかなければならないところを重点的にご意見いただければと思っております。事務局からも詳しく説明がありました通り、今回は成果目標について重点的に行いたいと思います。前回も議論の中心になっていたのは、相談支援、就労、医療的ケア児を含む障がい児に関連する項目だったと思います。この部分が新たにブラッシュアップしていくところになると思っておりますので、ここに関連する項目を中心に皆さまからご意見をいただきたいと思います。それでは、成果目標が①～⑦まで7つありますが、相談支援・就労・障がい児に関連するところとしては、②～⑥のあたりかと思っております。それでは、まず44頁の「(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築」ということで、自立支援協議会を活用していくというご説明がありました。この部分について目標数値を掲げておりますが、何

かご意見がありましたらいただきたいと思います。保健所の石田委員いかがでしょうか。

石田委員：この目標でいいと思います。開催回数は1回となっていますが、1回以上ということでもよろしいですね。

中尾会長：1回と書かれていても、特に問題はないわけですよね。問題があれば2回、3回行うこともありうるということですか。

事務局：特に精神障がいに関しましては、保健所の方でさまざまな施策をいただいていると思いますので、そういったところで何かヒント等をいただきながら協議できたらと思っています。まずは1回、もしいろいろ問題があれば2回、3回と増えていくのかなと思っています。

中尾会長：そのほかに公募委員の舟橋委員いかがでしょうか。

舟橋委員：この部分については、それでよろしいと思います。

中尾会長：ありがとうございます。そのほかにこの地域包括ケアシステムの構築という部分のご意見はいかがでしょうか。

田中委員：図表3-3の「保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数」が令和3年度から5年度まで13名となっていますが、この委員会に出席している人数ではないわけですね。

事務局：こちらは自立支援協議会の委員の人数を設定させていただいております。

田中委員：わかりました。

中尾会長：そのほかに確認しておきたいことなどはよろしいでしょうか。それでは続いて、45頁の「(4) 福祉施設から一般就労への移行等」について、ご意見があればと思うのですが、ハローワークの飯塚委員いかがでしょうか。

飯塚委員：先ほど事務局からご報告いただいた就労継続支援A型の利用者さんへの紹介はハローワークからのものが多いのですが、A型の事業所さんも一般企業のご紹介などをされているところだと思います。ハローワークも協力しながら数値目標を上回るようにしていきたいと思います。この数値でだいたい良いかと思っています。

中尾会長：ありがとうございます。そのほか、ここの点につきましていかがでしょうか。計画としては、国の基本指針にのっかって、それを上回る形になっておりますし、現実的な数字とも思いますのでよろしいかと思っています。続いて、46頁「(5) 障害児支援の提供体制の整備等」のところですが、障がい児に関することですので、特別支援学校の浅井委員いかがでしょうか。

浅井委員：とくに問題はないと思います。それほど、急激な増加というようには考えられないと思いますので。

中尾会長：そうですね。計画として書かれている数字以上に必要がありましたら、市の方も何か対応していただけることもありますので心配することはないと思いますし、すでに

動いているところかと思しますので、今あるところをうまく動かしていくということで問題ないと思います。障がい児のところですので、公募委員の関委員いかがでしょうか。

関委員：今のお話で、1か所もしくはそれ以上増えてくるのかなというところがいいと思います。

中尾会長：ありがとうございます。それでは、47頁の「(6) 相談支援体制の充実・強化等」で56頁の図表4-6で数値目標も挙がっております。この部分についていかがでしょうか。相談支援に携わっておられますアザレア福祉会の小木曾委員いかがでしょうか。

小木曾委員：相談支援専門員の充実や質の向上というのは、小牧市だけでなく国全体的に言われている中、国の施策として市が社協さんと協力しながらバックアップ等をしていただけるのは、相談支援専門員の立場からして大変ありがたいと思っています。成果目標として出されるということであれば、期待したいと思います。確認したいのですが、56頁の図表4-7をみると相談支援専門員数が1人ずつ増えていく感じですが、例えば、委託の人数を増やしていくのか、事業所目標で特定相談支援で人数を増やしていくのか、もしくは基幹を想定して増えているのか、ニーズによって市の補助があるのかどうなのかと思いました。

事務局：図表4-7については、計画相談の部分になります。補助金を出していくということは考えていません。

中尾会長：そのほか相談支援の点につきまして、民生委員の立場から田中委員いかがでしょうか。

田中委員：図表4-6の「地域の相談支援体制の強化」の令和3年～5年度の3年間の数字が3項目とも全部6件と同じ数字になっていますがどういう根拠ですか。

事務局：こちらについては、自立支援協議会の中の相談連絡会や委託相談連絡会の回数を基準にさせていただいております。委託相談連絡会というのは、月1回、年12回行うような形になっており、こちらは小牧市から委託をさせていただいている相談員に来ていただいている会議になります。相談支援連絡会というのは、これに加えて委託以外の指定特定相談支援事業所の方が入った会議となります。こちらは、年6回程度を目標に行いたいと思っております。ですので、相談支援連絡会の6回のところで、委託相談、小牧市の方が委託させていただいている専門的な相談の方が、特定、計画相談の方、相談にのったりというところで、この会議の回数の方を6というふうに挙げさせて頂いております。その中で、人材育成の支援として研修であったり事例検討会であったりといったところの会議の回数となっております、どれだけ増やせるのかということがありましたので、まずは現状が6回なので2か月に1回ぐらいはできるだろうというところで設定をさせていただいております。

田中委員：そうすると3年間同じと考えてみえるんですね。

事務局：まずは6回を充実させていきたいと思っております。

田中委員：途中で増えたり減ったりしたら、また変更になるのですか。

事務局：計画はあくまで計画ですので、回数を増やしていくことは可能です。計画の変更というわけではなくて、実績として6回が10回になったというような感じになると思います。

田中委員：わかりました。

中尾会長：よろしいでしょうか。成果目標のうち特に4つの項目について重点的にお聞きしてきましたが、成果目標の全体を通して何かご意見があればと思いますがいかがでしょうか。

川崎委員：45頁の地域生活支援拠点のところ、先ほどのご説明では1か所あるということでしたが、基幹相談支援センターがあるのか、具体的な名前というか、面的とおっしゃったので、指定とか何かあるのでしょうか。

事務局：地域生活支援拠点には5つの機能があります。1つめは相談機能で、こちらについては市内の社会福祉法人に委託している相談支援事業でこの機能が整備されております。2つめの機能は体験の場や機会というもので、グループホームで障がい者の方にさまざまな体験をしていただくサービスというのがこれに当たります。3つめは、緊急時の受け入れ・対応ということで、こちらについては緊急受け入れに対する要綱を作成させていただいております。受け入れを行っていただいている事業所と委託契約を結ぶことで、例えば虐待等で急に家族から引き離してどこかに入所させないといけないというような時には、委託先と協議しながら対応させていただきたいと思っております。4つめが専門的人材の確保・養成という形になっております。こちらについては、主に相談員や事業所に勤めている方のスキルアップをめざすというのですが、自立支援協議会の中の様々な連絡会で、研修を行ったり事例検討を図ることで養成を行っていくというような整備をさせていただいております。5つめが地域の体制づくりというものになりますが、こちらは、自立支援協議会の各連絡会の中で、事業所や市から地域の課題を抽出して、その体制づくりについて検討していくというような形でさせていただいております。この5つのものを1か所に集めて行っているわけではなく、様々な機関が連携して行っていくということで、面的整備というふうにさせていただいております。

川崎委員：ありがとうございました。基幹相談支援センターというのは特にはないですか。

事務局：現行の第3次小牧市障がい者計画の中では、計画期間中に基幹相談支援センターの設置を検討していくことになっています。

川崎委員：「(7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築」のところに、事業所への指導や支援など連携を進めるとありますが、具体的にどんなイメージをお持ちなのか分かったら教えてください。

事務局：県が行う実地指導や、集団指導が大きなものになってくると思います。小牧市については年度の始まりに事業所を集めて行う連絡会において集団指導で説明があったサービスの請求の仕方などの必要な資料についてなどをお話していきたいと考えております。

中尾会長：そのほかにはいかがでしょうか。

関委員：数値の部分と少しずれてしまうかもしれませんが、47頁の「③ 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置・コーディネーターの配置」のところに、小牧市障害者自立支援協議会こども連絡会を活用していくことと、コーディネーターの配置について書いてありますが、令和2年から配置されている医療的ケア児のコーディネーターの姿がこの1年つかめないままきてしまいました。コーディネーターの方が普段どこにいる方なのか、医療的ケア児のいる家庭と接点をもつような役割の方なのか、支援の構築のところで動かれる方なのかどうか。令和5年まで同じく1人の配置のようですが、どんな動きをされている方で、今年初めて配置されたことによって見えてくる数値等によっては増えていくものなのかどうか知りたいのですが…。

事務局：医療的ケア児コーディネーターは、令和2年度から配置させていただいており、小牧市社会福祉協議会に委託して1名配置しております。国のいろいろな資料を見させていただくと、医療的ケア児コーディネーターの主な仕事としては、様々なところから相談があった時に、障害福祉サービスを通じて何かできることをコーディネートしていくような職種で今年度については、協議の場でいろいろ行っている所ですが、それ以外に、医療的ケア児等に周知すべき情報が国から通知があった場合には、医療的ケア児コーディネーターに情報を流して、そこから、それぞれの相談員や、対象になりそうな方、関係のありそうな事業所にお知らせいただくというようなことをさせていただいております。医療的ケアの必要な方、特に医療的ケア児については人数等を把握して、そこから何が見えてくるのかというところで今後の展開を考えておりますので、よろしく申し上げます。

中尾会長：よろしいでしょうか。事務局の方から細かいご説明を聞くとそれに対してご意見があるのではないかと思います。

関委員：今年はコロナの関係でなかなか動きづらい年だったという振り返りもありましたが、自分の子どもがずっとセルフプランで計画を組み立てている中で、医療的ケアのコーディネーターが存在することによって変わってきたりすると、新しく情報がいたりするのかなということも期待しました。今のお話ですと、あくまで事業所や機関についての相談員にあたるようですが、市民の方が出来上がった計画を見たときに、市にコーディネーターがいるのなら頼りたい、情報がほしいという時にそういう窓口もあるのかどうかということが知りたいのですが。

事務局：今は部会という形で、機関で動いているイメージが強いのですが、個人の方の相談を

受けて、それをコーディネートしていくことも、医療的ケア児コーディネーターの役割の一つだと思っています。まずはこういった人がいることを知ることによって、医療的ケア児コーディネーターにつながっていけばいいかと思っています。当然、病院等から我々に依頼があれば医療的ケア児コーディネーターを中心に支援の体制を考えていこうというお話をすることもできますので、機関・個人を問わず、医療的ケア児についてさまざまな情報を集約して、なんとか支援できる体制が構築できるようになればいいと思っています。

関委員：ありがとうございました。

中尾会長：浅井委員はいかがですか。

浅井委員：小牧市内の医療的ケアの必要な方々の実態調査がこれから進むというところで、ここに1人を置いていただいたことでいいかなと思っていました。当然その実態が見えてきて、必要のあるところについては結果としてアップするというようなお話もありましたのでいいかなと思っています。ただ、医療的ケア児コーディネーターの方がすべての医療的ケアを必要とする方の相談を一手に受けるというのはおそらく無理だと思います。基幹相談支援センターのようところが明確にあって、そこに医療的ケアのコーディネーターが1人いて、相談員から連絡がいくというような形になると、療育する方としては安心ではないかと思います。

中尾会長：貴重なご意見、ありがとうございました。そのほかはよろしいでしょうか。

舟橋委員：58頁の相談支援事業の相談件数のカウントの仕方について教えていただきたいと思います。相談となるといろいろな内訳があると思いますが、どんな内容の相談が多かったのか、また、情報提供で済んだもの、ケースワークまでいったもの、ほかの専門機関とコーディネートしたものとかもあるのではないかと思います、その辺りの説明があればと思います。

事務局：相談件数については、いろいろな項目がありますが、大まかに言うと、電話・メール・直接というような相談の方法と、障害福祉サービスに関すること、金銭について、漠然とした不安について、将来について等の相談の内容が、福祉行政報告例という報告例があって、こちらにあてはめさせていただいています。委託相談の方から毎月件数を報告いただいております、その件数を積み重ねていった結果がこの数になっております。

舟橋委員：つまり1回の接触について1カウントという理解でよろしいですか。人によって何回も継続して相談を受けている方もあるということですね。

事務局：そうです。委託相談の方がカウントできた数について、1年間すべての数字を足したものがこちらになっております。

舟橋委員：了解しました。ありがとうございます。

中尾会長：そのほかはいかがでしょう。

小木曾委員：45頁の図表3-5の福祉施設から一般就労への移行者数ですが、妥当な線と思いますが、就労移行支援事業所が小牧市に1か所しかないという中で21人というのは無理なのではないかということと、あとは犬山とか名古屋とかいろいろな就労移行支援事業所を使っているもののトータルの数字で考えるのなら無理ではないかと思うので、その辺がどうなのかということが1点と、先ほど関委員が言われていた医療的ケア児コーディネーターの件ですが、先ほど浅井委員からも言われた基幹相談支援センターというのも1つ検討材料かと思うのですが、やはり1人ではきびしいのではないかと思いますので、理想としては各事業所に1人ずついればいいのかもしれませんが、金銭的に難しいのであれば、せめてニーズによって2人とか3人いると、相談支援専門員が21人、22人、23人と増えるのがちょうど合うのかなと思ったりしましたがいかがでしょうか。

事務局：福祉施設から一般就労への移行等についての人数ですが、愛知県が県下の事業所に調査を行って集計結果があがっておりまして、この人数については小牧市の事業所を利用した人数というよりは小牧市民が利用した人数になっております。令和元年度は16名でしたので、ここからもうひとふんばりがんばっていただければ21名もいけるのではないかと思っています。続いて、医療的ケア児コーディネーターですが、部会でも実情把握に努めている状況ですので、現状では1名とさせていただいております。

中尾会長：そのほかはよろしいでしょうか。成果目標について皆さんにご意見をいただいておりますが、素案全体ではいかがでしょうか。

川崎委員：確認ですが、36頁の第5期の計画の実績のところの入所施設から地域生活への移行者数が、計画は3人で実績は2人とあります。第5期なのでこのデータは令和2年度までの数字ですか。

事務局：こちらには第5期の期間内になります。今年度のデータがすぐに出てくるというのはなかなか難しいと思います。

川崎委員：私は入所施設をやっています。私の施設から平成26年から31年までに6名の方が地域に移行しています。そのうち3名は小牧の方だと思っています。それが2名と書いてあるので、確認したいのですが…。3名だと目標を達成していますので。

事務局：愛知県から毎年数字が送られてくるのですが、令和元年度まで送られてきた累計が2名となっております。

川崎委員：私のところからは昨年1人が移行したので、それはカウントされていないということですかね？

事務局：県がどのタイミングで切っているのかというところはあるかと思っています。

川崎委員：その方は特に県からアンケートをとって、市が調整されて、本人の意向で地域移行を希望された方でした。

事務局：愛知県に状況を確認します。

中尾会長：ありがとうございます。よろしければご確認いただければと思います。そのほかはいかがでしょうか。今、実績と評価の数字についてもご意見いただきましたが、素案全体を通して何かございましたらよろしく願いいたします。

川崎委員：このところ民間の事業所がすごく参入してきていますが、サービスの質をすごく心配しています。例えば、民間のグループホームから私の施設にも営業のFAXがどんどんきて、実際に行ってみると、預かっているだけのようなところだったりします。日中活動についても同様で、そういうところが非常に多くなってきたので、サービスについてはすごく心配しているところです。国も今年度は報酬単価にサービスの質についても取り入れていくようですが、市の方からも指導をお願いします。

中会長：貴重なご意見ありがとうございます。数値だけに表れない質の部分というのは非常に大切だと思います。そのほかご意見がありましたらよろしく願いします。

野垣委員：私どもは施設入所支援も行って、市内の方は12名に施設入所支援をご利用いただいています。障害支援区分でいうと区分6が6名、区分5が4名、区分4が2名になります。実際に地域移行を考えたときになかなか難しいというのが実情です。それと併せて、高齢化が進んでいることで、介護保険のサービスの代わりというようなことも、計画を立てていく上で市からも後押しをしていただけるとありがたいというところもあります。それから、29頁に日常生活用具の実績と計画があるのですが、これは在宅の方が受けられるサービスということで間違いなかったでしょうか。

事務局：日常生活用具ですが、入浴用具等に関しては基本的に在宅の方になっております。

野垣委員：わかりました。

中尾会長：実績の数値もそれが反映されているということでよろしいですね。そのほかはいかがですか。よろしいでしょうか。それでは、この辺りにしたいと思います。皆さん、貴重なご意見をありがとうございました。いただいたご意見については反映しなければならぬもの、そうではないもの、様々あるかと思います。どのような形で計画に反映させていくかについては、事務局と私で協議させていただきたいと考えています。会長一任とさせていただきますともよろしいでしょうか。それでは次第(2) その他に進みます。事務局からお願いします。

(2) その他

事務局：その他についてです。計画策定の今後の流れなどについて、ご説明させていただきます。本日ご議論いただきました計画の素案につきましては、この策定委員会での議論などを踏まえ、1月中旬にはパブリックコメントを実施する予定となっております。パブリックコメントで、例えば計画を大きく見直すようなご意見があれば、2月22日に予定されております障害者自立支援協議会の閉会后に時間をおとりいたしまして、当委員会を第4回目として開催させていただきたいと考えております。そのため、第

4回策定委員会の開催の有無は、パブリックコメントのご意見の様子により判断させていただきたいと思っておりますが、この判断については、事務局から会長にご相談をさせていただきたいと考えております。

中尾会長：事務局より提案がありました。今後は計画の中で軽易な修正などもあるかと思えます。皆様にその都度お諮りさせていただくのはご負担も大きいと考えます。もし、皆さまのお許しがいただければ今後の手続きも含めて「会長一任」ということでお願いしたいと考えております。よろしいでしょうか。

委員：異議なしとの声

中尾会長：ありがとうございます。それでは会長一任で進めさせていただきます。これで本日の議題はすべて終了しました。皆様におかれましては、議事進行にご協力いただき、誠にありがとうございました。それでは、事務局へお返しします。

事務局：本日は、長時間に渡り、多くのご意見をいただき、ありがとうございました。本日はこれもちまして終了とさせていただきます。お忙しい中、誠にありがとうございました。

以 上